

# 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」 が特定化学物質（第2類物質）になりました

(令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日施行)

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、特定化学物質（第2類物質）に加えられる等の改正が行われました。

\* 労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、作業環境評価基準、作業環境測定基準について所要の改正が行われています。

\* 従来「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」とされていたもののカッコ書きがなくなり、「マンガン及びその化合物」として規制されることとなります。

## 1 共通事項（溶接ヒューム・塩基性酸化マンガン）

改正により、次の事項が新たに必要になります。「溶接ヒューム」については、下記「2」の事項も必要となりますので留意してください。

### 作業主任者の選任（安衛法第14条）…… 令和4年3月31日まで経過措置あり

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う作業（屋外作業、屋内作業を問いません）が新たに対象に加わります。
- 上記作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することが必要となります。

### 作業環境測定の実施（安衛法第65条）

- 「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う屋内作業場が新たに対象に加わり、6カ月以内ごとに一回、定期的に作業環境測定を行う等の措置が必要となります。
- 「溶接ヒューム」に係る作業を行う屋内作業場は適用除外されます。ただし、下記「2」の「空気中の溶接ヒューム濃度の測定等」に留意してください。

### 特殊健康診断の実施（安衛法第66条第2項）

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う業務（屋外作業、屋内作業を問いません）が、新たに対象に加わります。
- 上記業務に従事する労働者に、雇入れ又は配置替えの際及びその後6カ月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を実施すること等が必要です。
- 健康診断項目は、「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」とも、従来のマンガン及びその化合物に係る項目と基本的に同じです。
- 金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法に基づくじん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施することが必要となります。

### その他

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う作業について、新たに以下の規定等が適用されます。
  - ・ 安全衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）（安衛則第35条）
  - ・ ぼろ等の処理（特化則第12条の2）
  - ・ 不浸透性の床（特化則第21条）
  - ・ 関係者以外の立入禁止措置（特化則第24条）
  - ・ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）
  - ・ 休憩室の設置（特化則第37条）
  - ・ 洗浄設備の設置（特化則第38条）
  - ・ 喫煙又は飲食の禁止（特化則第38条の2）
  - ・ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条及び第45条）